

# 「（仮称）指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例」等の概要

## 1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」において介護保険法等の改正がなされ、これまで厚生労働省令で定めることとされていた指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの設備運営基準等について、市町村の条例で定めることとなりました。

条例は平成25年4月1日に施行予定です。

## 2 根拠となる法律の条項

- ・介護保険法第78条の2第1項、第4項第1号、第5項  
第78条の4第1項から第3項  
第115条の12第2項第1号、第3項  
第115条の14第1項から第3項

## 3 松戸市が制定する条例について

今回松戸市が条例で定めることとなっている基となる省令

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年3月14日厚生労働省令第34号) 別冊1
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成18年3月14日号外厚生労働省令第36号) 別冊2

#### 4 基準の類型について

条例を制定するにあたり、次表に基づく必要があります。

	法的効果	異なるものを定める許容程度
従うべき基準 (別冊1及び2 において網掛け となっている部 分)	必ず基準と適合しなければ ならない。	法令と異なる内容を定めることは できないが、基準に従う範囲内 での地域の実情に応じた内容を定め ることは許容。
標準 (別冊1及び2 において下線が 引いてある部分)	通常よるべき基準。条例内容 は国の基準を標準とする範 囲内でなければならない。	合理的な理由がある範囲内で、地 域の実情に応じた「標準」とこと なる内容を定めることは許容。
参酌すべき基準 (上記以外の部 分)	条例の制定に当たり、国の基 準を十分参照し、妥当性を検 討した上で判断しなければ ならない。	国の基準を十分参照し、妥当性を 検討した結果であれば、地域の実 情に応じた内容を定めることは許 容。

#### 5 条例案に対する考え方

##### ①事業者及び施設の指定基準

今回の条例制定にあたっては、多くの条文において、松戸市の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として、国の基準に基づいて松戸市の条例を制定します。

ただし、一部の参酌すべき基準の項目について、市独自の内容を盛り込み、地域密着型（介護予防）サービスのさらなる質の向上に努めたいと考えます。

##### ②指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員（法第78条の2第1項）

当該施設の入所定員は、国の基準の上限である、29人以下とします。

##### ③申請者の資格に関する基準（法第78条の2第4項第1号、第5項 第115条の12第2項第1号、第3項）

申請者の資格は、「法人」である者とします。

## 6 条例案の概要

### 1. 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について

地域密着型サービス基準の内容	条例案	松戸市の考え方
<p>第百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p>	<p>一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、<u>四人以下</u>とすることができる。</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設の低所得者の利用について慎重に留意する必要があることから、ユニット型より利用料が低額な多床室の設置が可能となるようにする。</p>
<p>第百三十九条 (省略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなればならない。</u></p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、<u>排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</u></p>	<p>指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させなければならない。</u>ただし、<u>やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</u></p> <p>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、<u>排せつの自立について必要な援助を行わなければならない</u>ならず、<u>援助の際には男女が一緒にならないよう配慮すること。</u></p>	<p>千葉県が介護老人福祉施設の基準条例を制定する際に、入浴については、「週2回以上、やむを得ない場合清しきをもって代えることも可とする」旨の規定を設ける予定であることから、松戸市の地域密着型介護老人福祉施設についても同様とする。</p> <p>排せつについても「介助の際に、男女が一緒にならないよう配慮する」旨の規定を設ける予定であることから、このことについても同様とする。</p>

地域密着型サービス基準の内容	条例案	松戸市の考え方
<p>第六十三条（省略）</p> <p>3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、<u>適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</u></p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、<u>適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</u></p>	<p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、<u>一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</u></p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、<u>適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。援助の際には男女が一緒にならないよう配慮すること。</u></p>	<p>上記の考えと同様</p>

地域密着型サービス基準の内容	条例案	松戸市の考え方
<p>第三条の四十 (省略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から<u>二年間保存</u>しなければならない。</p> <p>(省略)</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から<u>五年間保存</u>しなければならない。</p>	<p>事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなるが、返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、記録などの保存期限については5年間とする。</p>
<p>第17条、第60条、第87条、第107条、第128条、第156条、第169条(第156条準用)、第181条において、地域密着型全サービスについて同様の規定が設けられているため、その条文についても第3条の40の条例案に対応する条文とする。</p> <p>(記録の保存期間 二年間保存⇒五年間保存)</p>		
<p>省令での規定なし。</p>	<p>指定地域密着型サービス事業者は、法第七十条第二項第六号が規定する役員等が松戸市暴力団排除条例(平成二十四年三月二十九日松戸市条例第二号)第二条第三号に規定する暴力団員等であってはならない。</p>	<p>松戸市では、暴力団の排除に関して、市民の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に条例を制定している。このことから介護保険に関する分野においても、松戸市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた条文を含めることとする。</p>

2. 地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

地域密着型介護予防サービス基準の内容	条例案	松戸市の考え方
<p>第四十条 (省略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から五年間保存しなければならない。</u></p>	<p>事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなるが、返還請求権は地方自治法の規定により5年と定められているため、記録などの保存期限については5年間とする。</p>
<p>第63条、第84条において、介護予防小規模多機能居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について同様の規定が設けられているため、その条文についても第40条の条例案に対応する条文とする。</p> <p>(記録の保存期間 二年間保存⇒五年間保存)</p>		
<p>省令での規定なし。</p>	<p>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、法第七十条第二項第六号が規定する役員等が松戸市暴力団排除条例（平成二十四年三月二十九日松戸市条例第二号）第二条第三号に規定する暴力団員等であってはならない。</p>	<p>松戸市では、暴力団の排除に関して、市民の安全で平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に条例を制定している。このことから介護保険に関する分野においても、松戸市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた条文を含めることとする。</p>

## 7 参考資料

### ・介護保険法（一部抜粋）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2、3 略

4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

（1） 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

（2）～（12）略

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6～11 略

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4～8 略

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 略

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2) ～(12) 略

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4～7 略



(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- (1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4～8 略